



# 消防だより 119

## 春の全道火災予防運動

4 月20日～30日までの11日間  
にわたり、全道一斉に春の

火災予防運動が実施されます。  
この運動は、冬から春へと季節  
が移り変わることで空気が乾燥  
し、火災が特に発生しやすくな  
る時季を迎え、火災予防への啓  
もうを促し、火災の発生を防止  
し、死傷事故や財産の損失を防  
ぐことを目的として実施されま  
す。

洞爺湖支署では期間中、消防  
車両による火災予防広報や午後



7時にサイレン吹鳴など、安全  
で安心な街づくりを目指し、各  
種行事を予定していますのでご  
協力をお願いします。

## 火入れの時季

### 野火に気をつけよう



春は、新しい息吹が芽生える  
とともに、枯れ草が目につく季  
節でもあります。この時期は空  
気が乾燥しており、農地等での  
枯れ草焼きの最中に周囲に一気  
に燃え移るなど、ちよつとした  
火の不始末で火災になる危険性  
が高く、消防車の出動する機会  
が多い時季でもあります。  
火入れを行う場合は、まず洞

爺湖町役場（環境課）へ焼却内  
容の連絡を行い、消防署へ実施  
場所や氏名・住所などを届出し  
てください。

## 火災予防広報PRに

### 虹中生徒へ協力依頼

洞爺湖支署では春・秋の火災  
予防運動期間中、消防車両によ  
る広報活動を行ってきましたが、  
虹田中学校の若木七星さん（3  
年生）、斎藤茜音さん（2年生）  
に広報文の録音を依頼し、広報  
用アナウンスを更新しました。  
町民の皆さんが火災予防への  
理解と関心をさらに深めてもら  
う目的で作成。

4月20日から始まる「春の火  
災予防運動」の車両広報に使用  
される予定です。  
ご協力いただいたお二人には、  
心から感謝します。

## 防火管理者を

### 選任しましょう

消防法では、一定規模のホテ  
ル・病院・福祉施設・学校など  
の防火対象物で火災等の災害が  
発生すると、人命への被害が大  
きくなる恐れがあることから、  
防火に関する講習課程を修了し  
た人などを防火管理者として選



任し消防計画を作成しなければ  
なりません。

すでに防火管理者を選任して  
いる防火対象物においても、人  
事異動等により変更が生じてい  
る場合などは変更届出を提出し、  
併せて消防計画の変更も必要と  
なります。

防火管理者の選任（変更）や  
消防計画についての問い合わせは  
最寄りの消防署まで連絡願いま  
す。

## 統一標語

「もういいかい  
火を消すまでは  
まあだだよ」

平成27年1月1日～  
2月28日現在

- 火災件数 1件
- 救急件数 96件

# 告 白

## 市民農園利用者募集

- 開園期間 5月上旬頃から10月31日
- 開園場所 洞爺湖町香川
- 借地料 1区画当り30㎡ 3,000円
- 募集区画数 70区画数
- 申込み期限 4月24日(金)まで
- 問合せ 農業研修センター「アグリ・とれた」☎89-3000
- ◆ 休憩施設・小農機具・給水施設・駐車場有
- ◆ 畑は、区画され、貸与時に耕起しますが、それ以後は各自でお願いします。